

●香川県告示第74号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき次のように道路の供用を開始するので、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、平成25年2月12日から同年3月5日まで一般の縦覧に供する。

平成25年2月12日

香川県知事 浜 田 恵 造

- 1 道路の種類 県道（一般）
- 2 路線名 造田滝宮線（185号）
- 3 道路の区域

区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
綾歌郡綾川町大字萱原字下所795番7 地先から 綾歌郡綾川町大字萱原字下所795番1 地先まで	16.2~18.0	42	平成24年香川県告示 第259号で変更した 区域の一部

- 4 供用開始の期日 平成25年2月14日